

国立大学法人滋賀医科大学教授会規程

平成16年4月1日制定

令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、教授会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、進級、課程の修了及び卒業に関する事項
- (2) 学士の学位授与に関する事
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 教授会は、教授（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議の招集及び議長)

第4条 教授会は、医学科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、看護学科長がその職務を代行する。
- 3 教授会は、原則として月に1度開催する。ただし、議長が必要と認めたとき又は構成員の1/3以上の要請があったときは、臨時に教授会を開催することができる。
- 4 教授会の招集は、付議事項とともに構成員に適宜な方法で通知しなければならない。ただし、緊急の事項については、この限りでない。

(議事等)

第5条 教授会は、構成員の2/3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、法令又は規則等に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の教授会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 関係職員等は、教授会に出席し、関係事項の説明を行い、議事運営上の事務を処理する。

- 2 教授会に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 国立大学法人滋賀医科大学看護学科教授会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

国立大学法人滋賀医科大学教授会規程第2条第1項第3号の
学長が定める事項

平成27年4月1日学長裁定
令和4年4月1日改正

国立大学法人滋賀医科大学教授会規程第2条第1項第3号に規定する学長が定める事項は、次のとおりとする。

1. 教育課程の編成に関する事項
2. 学生に対する懲戒等，不利益処分に関する事項
3. 中期目標・中期計画のうち医学部の運営に関する事項
4. 評価に関し，医学部の自己点検評価及び評価結果に基づく改善等に関する事項
5. 医学部の運営に関し必要な学則その他の規程等の制定，改廃に関する事項
6. 教員（助教及び助手を除く。）の選考に関する事項